



目黒の歳時記
松林山 大圓寺
目黒駅西口から行人坂を下って
わずか3分の場所にある大圓寺は、
開運出世祈願などで信仰の篤いお寺
です。とろけ地蔵があることから悩
み事解消や、薬師如来に金箔を張り
付けて体の良くないところについ
て祈願する病氣治療、八百屋お七と
吉三の墓碑があることから縁結び
などのご利益もあり、江戸城の裏鬼
門を守護する寺社の一つで、大黒天
もお祀りされています。

写真提供：第6支部 小宮山 寿美子 氏

※目黒法人会広報委員会では表紙用写真等を公募しています。次号は4月10日発行予定。

目黒法人会は、目黒税務署管内の企業及び目黒法人会の事業に賛助する方々が会員となり、“税”を中心に地域企業の健全な発展、地域社会への貢献を目的として活動しています。

目黒法人会は「消費税期限内完納」を推進しています。

みんなで築こう豊かな社会～輝く目黒～よき経営者の団体

公益社団法人
目黒法人会

<http://www.tohoren.or.jp/meguro/>
E-mail: mg_info@tohoren.or.jp

法人会
消費税期限内納付
推進運動



新春のお慶びを 申し上げます



公益社団法人目黒法人会 会長
青木 茂

皆様お揃いで心新たに新年を迎えられたこととお慶び申し上げます。
会員の皆様には平素より法人会活動に多大なご支援・ご協力を賜り、また、目黒税務署、目黒都税事務所、目黒区及び関連団体の皆様方には多大なるご尽力を賜り、ここに改めまして御礼申し上げます。

さて、昨年は新型コロナウイルスが全世界に蔓延し、東京オリンピック・パラリンピックの開催一年延期をはじめ様々な行事・イベントが中止されました。
新型コロナウイルス感染症の拡

大は、健康不安や医療崩壊と同時に景気後退と経済の停滞をも招き、感染症対策として三密を防ぎ、マスク着用、ソーシャルディスタンス配慮、こまめな手洗い消毒の励行、テレワーク・在宅勤務等の導入と云う新しい生活様式を取り入れる事など、苦難・我慢と試行錯誤に満ちた一年でした。一日も早くコロナ禍が終息し、これまでの生活を取り戻せるように切に願っております。

本会も新型コロナウイルス感染の厳しい状況下で様々な会活動の厳し状況でしたが、税や経営に関するインターネットセミナーを開設して、多くの会員及び一般の方にもご利用いただきました。

今年は「辛丑」。「辛」は、季節で言えば秋の終わり頃、植物ならば枯れた状態で実は腐って地面に落ち次世代のタネを大地に還す途中。「丑」は、発芽直前の曲がった芽が種子の硬い殻を破ろうとしている状態で、命の息吹を表し、

種の中に今にもはち切れそうな生命エネルギーが充滿している状態を云い、「辛丑」では、衰退や痛みが大きければ命の初動が大きくなり、芽吹きが大きければその分、激烈に枯れてしまう。辛いことが多いだけ、大きな希望が芽生える。「辛」で思い悩みながら衰退をしつつ、「丑」で新しい生命の息吹を得る、そのような年になると云われます。

私たちの法人会は創立以来、税知識の普及、納税意識の高揚など「税」を中心とした公益的な活動を幅広く展開してまいりました。

今後も「税のオピニオンリーダーたる経営者の団体」として、公益的な活動を更に積極的に展開するとともに、地域の発展と活力ある法人会を目指し「信頼される法人会」「親しみのある法人会」「愛される法人会」への体制づくりに努め、社会貢献活動については「目黒区商工まつり」「目黒区民まつり」「住区まつり」等を通じて税に関する積極的な啓発活動、また青年部会、女性部会を中心に区立小学校の児童・生徒を対象とした「租税教室」の開催、「税に関する絵はがきコンクール」の募集、正しい税知識の普及、地域

企業の発展に寄与する各種研修会やセミナー、地球温暖化対策書提出活動、中目黒阿波踊り、めぐる童謡コンサート、We Love Meguro 清掃等を実施するなど、税務署や関係諸機関のご協力を得ながら地域に根ざした目に見える活動を展開し、社会的使命を果たすことに努めております。

地域における企業の健全な発展は、企業の事業活動を通じ、地域コミュニティの活性化、文化の継承、自然環境の保全などに貢献することに繋がり、会員間における異業種交流を通じた様々な事業を展開しながら、企業も地域も持続可能な発展と同時に法人会組織の充実強化を図り、公益法人の使命を達成するために、関係機関と連携しながら各種事業の推進に取り組んで参ります。

会員の皆様のご理解、ご協力をいただきながら、よき経営者の団体としてご期待に沿える体制づくりに努力いたしますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

会員の皆様のご健勝、ご多幸、事業の益々の隆盛と、本年が笑顔に満ちた良き年でありますよう心からお祈り申し上げます、年頭のご挨拶とさせていただきます。



謹賀新年



目黒税務署 署長
阿久津 直久

令和三年の年頭に当たりまして、公益社団法人目黒法人会の皆様方に謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

青木会長をはじめ、役員並びに会員の皆様におかれましては、令和三年の新年をご家族とともども心新たに迎えられたことと拝察申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルスが全世界に蔓延し、健康や経済に多大なる被害がもたらされるとともに、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催が延期されたことをはじめ、様々な行事や催しなどが中止されております。さらには、感染症対策として、三つの密を意識し、外出に際しマスクを着

用しソーシャルディスタンスに留意するとともに、社内におけるテレワークの導入・拡大、ステイホームや感染予防のためのこまめな手洗い・消毒といった新しい生活様式を取り入れるなど、様々な変化のあった一年となりました。一日も早く新型コロナウイルスが収束し、皆様がこれまでと同様の生活を取り戻すことができるよう切に願っております。

さて、公益社団法人目黒法人会の皆様方には、平素から税務行政全般にわたり格別のご理解とご協力を賜っており、厚く御礼申し上げます。

貴会におかれまして、昨年はコロナ禍のおり、法人会における様々な会活動の自粛をされた年と伺っております。感染防止対策など制限のかかった大変な状況のなか、会報誌「椎の木」夏・秋合併号の発行や理事会の開催など熱心に取り組まれていることに対して心から敬意を表しますとともに、皆様方のご活動が、新しい生活様式を取り入れつつ、無理のない範囲

で今後より一層盛んになりますようご期待申し上げます。

また、令和元年十月に消費税の「軽減税率制度」が導入されて大きなトラブルもなく一年が経ちました。消費税の仕入税額控除の方式として、令和五年十月からは適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入されます。このインボイスを交付しようとする事業者は、事前に税務署に申請をしておいただき登録事業者となる必要があります。その受付は、令和三年十月から開始しますが、その申請がインボイス制度の導入間近となることのないよう、早めの提出をご検討ください。

加えて、目黒法人会の多くの会員の方には、法人税の申告について、e-Taxをご利用いただいておりますが、これまでは、利用件数の多い一部の手続に限って、法人の代表者から電子委任状の交付を受けた役員又は職員がその電子委任状を申告・申請に添付し、送信することが可能とされておりましたが、令和三年五月から、法人における全ての手続において電子委任状の添付を受けた役員又は職員による送信が可能とされておりますので、e-Taxの更なる利用をお願いいたします。

更に、二月には所得税等の確定

申告期を迎えます。例年同様、申告書作成会場を渋谷区の「ベルサール渋谷ファースト」に開設いたしますが（6頁税務署だより参照）、給与・年金収入がある方の還付申告については、渋谷会場開設前でも、目黒税務署で申告書の作成・相談を行っております。なお、本年は、新型コロナウイルス感染防止の観点から、作成会場のご利用には「入場整理券」が必要となり、配付状況に応じて受付を早めに締め切る場合がありますのでご留意ください。

一方、ご自宅等のパソコンやスマートフォンから国税庁HPを活用すれば、簡単に申告書を作成できます。また、マイナンバーカードがある方、マイナンバーカードがなくてもID・パスワード（税務署で本人確認の上発行）を取得した方は、同HPからe-Taxでの申告も可能です。つきましては、感染リスク回避のためにも、是非ともこれらの手続を、従業員の方々にご紹介いただき、自宅等での申告書作成等にご協力くださるようお願いいたします。

結びにあたり、公益社団法人目黒法人会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝並びに事業のご繁栄を心から祈念いたしまして新年のあいさつとさせていただきます。



新年のご挨拶



東京都目黒都税事務所長
土屋 信三

新年明けましておめでとうございます。

旧年中は、青木会長をはじめ、目黒法人会の役員並びに会員の皆様方におかれましては、東京都の税務行政に深いご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。目黒法人会におかれましては、日常的な税の研修・広報活動等によって申告納税制度の維持・発展に寄与され、さらに、租税教育につきまして大変熱心に取り組んでいただいております、このことに深く敬意を表するとともに、深く感謝を申し上げる次第でございます。

昨年は、本来ならば「オリンピック・イヤー」として、世界各国から

人々が集い、復興した東北の姿を世界に示すとともに、国際都市・東京をさらに発展させる契機となるべき年でございました。しかし、ご案内のとおり、中国・武漢市に端を発して全世界に広がった「コロナ禍」によって、感染症の流行のみならず、景気後退と経済の停滞を招き、法人会の会員の皆様方におかれましては、苦難と試行錯誤に満ちた1年であったか、と拝察いたします。

この間、東京都におきましては、全庁的な応援体制によって一時宿泊療養施設の設置や保健所支援等を実施し、医療提供体制の充実・強化を図ってまいりました。また、延べ12回にわたる補正予算の策定によって、中小企業制度融資等の拡充や、営業時間短縮協力金及び家賃等支援協力金の支給、雇用環境整備促進事業等を実施し、都民・事業者への支援を行ってまいりました。税務行政におきましても、昨年4月に施行された改正地方税法に基づく徴収猶予の特例措置を実施

したところ、多くの納税者から申請を受け付けて猶予を決定し、事業者の皆様の下支えをしてきたところでございます。

さらに、税制面では、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の為の措置により、事業収入が一定程度減少した中小事業者につきまして、事業用家屋及び償却資産に係る令和3年度分の固定資産税・都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロとする軽減制度が設けられております。この特例を受ける際には、事前に認定経営革新等支援機関等の認定を受けることと、申告期限が「令和3年2月1日」までとなっておりまして、申告にあたってはご注意ください。

なお、令和3年度は固定資産税評価替えの年度であります。現下の情勢を踏まえ、令和3年度に限り、土地に係る税負担を据え置く等の措置を講ずることが、税制改正において検討されているところでございます。

このような状況下ではございますが、社会におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）の進展に対応すべく、東京都主税局におきましては、納税者の利便性と税務行政の効率化を高める為、

税務行政のデジタル化を推進すべく、2030年に向けて抜本的な検討を進めているところでございます。目黒都税事務所といたしましては、この時代の大きな変化に対応しつつ、公平で適正な税務行政と、親切で丁寧な対応を行ない、安定した税収確保に努めてまいります。法人会の皆様におかれましては、これまでも国税・地方税の電子申告の普及促進にご協力を頂いているところですが、引き続きご支援、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

いよいよ、本年夏には人類が新型コロナウイルス感染症に打ち勝った証として、東京2020大会が開催されます。東京都としては、IOC・国・組織委員会と協働し、誰もが安心できるオリンピック・パラリンピックを目指して大会準備を進めてまいりますので、ご理解の程重ねてお願い申し上げます。

結びにあたりまして、公益社団法人目黒法人会のますますのご発展と、会員の皆様方の益々のご健勝、事業のご繁栄を祈念し、本年が希望に満ちた素晴らしい一年となりますことを強くお願いいたします。新年のご挨拶とさせていただきます。



恭賀新年



目黒区長
青木 英二

明けましておめでとうございます。目黒法人会の皆様におかれましては、健やかに新年をお迎えになられましたこととお慶び申し上げます。また、旧年中は、税務行政をはじめ、区政全般にわたりご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、昨年は、新型コロナウイルス感染症が、全世界的な規模で猛威をふるい、多くの尊い人命が失われるなど、大変厳しい一年でございました。残念ながら、今も私たちは、その未知の感染症の脅威から完全に逃れておりません。新型コロナウイルス感染症の拡大阻止に向け、官民が一丸となつ

て様々な取り組みが展開されてまいりました。しかし、感染症の拡大は、飲食業や観光業をはじめ、様々な業種に広く経済的なダメージを与えました。雇用環境は、昨年12月に発表された総務省の完全失業率では、3.1%で、前月比0.1ポイントの上昇となり、2017年5月以来の水準となりました。また、厚生労働省の有効求人倍率は、1.04倍で前月から0.01ポイント上昇し、1年6か月ぶりの上昇となったものの1倍を割る地域が多いとされました。このことから、雇用環境の厳しい状況がうかがえます。

経済環境は、リーマンブラザーズの経営破綻を契機とした「リーマンショック」をしのぐ経済的ダメージとした報道がある一方で、このコロナ禍の中で、新型コロナウイルスのワクチン開発により、経済の正常化が進むとの期待感や、人の移動が増えるとの観測から、空運や鉄道及びレジャー関連の株が買われ11月17日の東京株式

市場で日経平均株価が続伸し、1991年5月以来、29年ぶりに2万6千円台を回復したという報道、電子部品や自動車などの製造業はコロナ禍の厳しい状況から予想以上に早い立ち直りがうかがえるとの報道があるなど、プラスとマイナスが複雑に入り交じり、日本経済の先行きを読み解くことは非常に難しい状況でございます。その様な中にあつても、区民生活を支える強固で安定した財政基盤の確保に向け全力で努めていく所存でございます。

区民生活では、感染症拡大期に厚生労働省が掲げた、集団感染防止のために避けるべきとされる密閉・密集・密接を指す3つの「密」、いわゆる「3密」は、年末に発表された新語流行語大賞となるなど、耳慣れた言葉となりました。日常生活でのマスク着用、オンライン会議、ソーシャルディスタンスの確保など、人と人が一定の距離を保つことが日常的となり、これまでの私たちの生活様式も変わりつつあります。皆様の新年の迎え方にも変化があるのではないでしうか。とりわけ、新型コロナウイルス感染症は、人口が極度に集中している大都市である東京におい

て、感染症対策の難しさと、行政と住民が一丸となつて取り組むことの大切さを教えてくれました。これから、区民の皆様が安全で安心して生活がおくれるよう、現状を的確に把握し感染症対策を進めてまいりる所存でございます。

一方、昨年予定されていた東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会は、今年へと延期されましたが、新型コロナウイルス感染症対策をしっかり取り組みつつ、明るい希望に満ちた未来へつなげる記憶に残る大会を是非とも開催したいものです。私も先頭に立つて素晴らしい大会の開催に向け力を尽くす所存でございます。

私は、これからも区民の皆様お一人おひとりの生活をしっかりと支え、安心して暮らせる地域社会の実現に向け、区政のかじ取りをしていく所存でございます。今後、引き続き貴会と連携を深めつつ、税務行政を進めてまいりますので、これまでにも増して、ご理解とご協力を賜りたくよろしくお願い申し上げます。

本年が目黒法人会の皆様方にとつて実り多き年でありますよう祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

令和2年分 所得税・贈与税・消費税（個人）の確定申告について

申告書作成会場 を

ベルサール渋谷ファースト に開設します。

期 間：令和3年2月12日（金）から3月15日（月）まで

※ 土、日及び祝日を除きます。ただし、2月21日及び2月28日の日曜日は開場します。

時 間： 受付午前8時30分から午後4時まで（相談開始は午前9時15分）

所在地： 渋谷区東1-2-20（住友不動産渋谷ファーストタワー2階）

※ 確定申告会場の混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」が必要です。

なお、入場整理券の配付状況に応じて受付を早めに締め切る場合があります。

また、入場整理券は、当日、会場で配付するほか、LINE アプリで事前に入手することが可能です。LINE アプリでの事前発行では、国税庁 LINE 公式アカウントを「友だち追加」していただくことで、日時指定の入場整理券を入手する手続きが行えます。（詳細は、国税庁ホームページをご覧ください。）

※ 上記期間は、目黒税務署では申告書の作成・相談は行っておりません。

※ 給与・年金などの還付申告のかたは、上記開設期間前でも、目黒税務署で申告書の作成・相談を行っています。

スマホ・パソコンで自宅から e-Tax 申告！

～新型コロナウイルス感染防止の観点からもご自宅からの e-Tax をご利用ください～

申告書は、国税庁ホームページで作成・印刷もできます！

STEP
1

「国税庁ホームページ」へアクセス

所得税、消費税及び贈与税の申告書、収支内訳書や青色申告決算書を作成できます。
（所得税の申告書については、スマートフォンやタブレット端末でも作成できます。）

スマートフォンはこちら

STEP
2

申告書等を作成

画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書等が作成できます。自動計算なので計算誤りがありません。

STEP
3

e-Tax で送信して提出

①マイナンバーカードを使って送信

マイナンバーカード、ICカードリーダライタ又はマイナンバーカード対応のスマートフォンをご用意ください。

②IDとパスワードで送信

ID・パスワード方式は、事前の届出が必要です。届出をする場合は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、事前に税務署にお越しください。

申告と納付の期限

確定申告の区分	申告と納付の期限	口座振替日 （※振替納税を利用している場合）
所得税及び復興特別所得税	3月15日（月）	4月19日（月）
贈与税		ご利用できません
消費税及び地方消費税（個人事業者）	3月31日（水）	4月23日（金）

確定申告について詳しくは、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）をご確認ください。

おめでとうございます 令和2年度納税表彰受彰の方々

目黒税務署主催の令和2年度納税表彰式典は新型コロナウイルス感染防止のため中止されましたが、多年にわたる申告納税制度の普及発展と納税道義の高揚、税知識の啓蒙に尽力され、円滑な税務行政の運営に貢献された功績により左記の方々に、今年はそれぞれ個別対応にて、署長表彰、署長感謝状が贈呈されました。

目黒税務署長表彰受彰者（順不同）



副会長
須賀 信之氏
須賀自動車(株) 代表取締役



副会長
折田 清一氏
(株)オーワークス 代表取締役



第1支部副支部長
太田 美雄氏
(有)太田屋 代表取締役

以上の方々の他に、めぐろ青色申告会から支部班長 青木 早苗氏、支部長 小林 咲子氏、会計理事 新倉孝一氏、の3名が受彰されました。

目黒税務署長感謝状受彰者（順不同）



理事・青年部会長
砂村 雅則氏
(株)ルドファン 代表取締役



第11支部副支部長
白井 康雄氏
三京建設(株) 代表取締役

以上の方々の他に、めぐろ青色申告会から支部班長 勝山 義晴氏、支部長 高林 すみ子氏、支部会計松下 功氏、支部長 山口 久幸氏、の4名、目黒酒販協議会から理事 高林 稔氏、その他個人1名、2団体及び、租税教育の推進を通じて税に関する知識の普及に多大な貢献をされた団体として目黒法人会が受彰の栄に浴しました。

東京都目黒都税事務所長感謝状受彰者



副会長
倉持 三夫氏
コモラーナ(株) 代表取締役

令和2年11月6日（金）に、目黒区総合庁舎において令和2年度東京都目黒都税事務所長感謝状贈呈式が執り行われました。
多年にわたる東京都税務行政への功績に対し、目黒法人会から倉持三夫副会長が感謝状を受彰されました。



法人会の「令和3年度税制改正に関する提言」まとまる

コロナ禍における厳しい経営環境を踏まえ、 中小企業に実効性ある支援と税制措置を！

法人会の「令和3年度税制改正に関する提言」が、9月24日の公益財団法人全国法人会総連合(以下「全法連」)の理事会でまとまった。

同提言は、会員企業からの要望意見、税制改正に関するアンケートなどをもとに税制委員会の審議を経て、取りまとめられたもので、「税・財制改革のあり方」「中小企業が事業継続するための税制措置」「地方のあり方」「震災復興等」「その他」からなっている。

全法連では、全国80万会員の声として、財務省、総務省、中小企業庁、自民党、公明党および国会議員などに対して実現を求めて要望活動を行っている。

さらに、全国41都道府県連および440単位会でも、地元選出の国会議員、地方自治体の首長、議長あて広汎な要望活動を行っている。提言(要約)は次のとおり。

I 税・財政改革のあり方

1. 新型コロナウイルスへの対応と財政健全化

○新型コロナウイルスの影響は長期化の様相を見せており、資金力の弱い中小企業はすでに限界にきている。その経営実態等を見極めながら、雇用と事業と生活を守るための支援策を引き続き講じていく必要がある。国や地方は一般の支援制度の周知・広報の徹底や申請手続きの簡便化、スピーディーな給付等、実効性を確保することが重要である。

○新型コロナウイルス拡大の収束を見据えつつ、税制だけでなくデジタル化

への対応や大胆な規制緩和を、スピード感をもって行うなど、日本経済の迅速な回復に向けた施策を講じる必要があるが、それが財政規律を無視したバラマキ政策とならないよう十分配慮し、今年度補正予算で盛り込まれた膨大な予備費については厳しく使途をチェックする必要がある。

○財政健全化は国家的課題であり、コロナ収束後には本格的な歳入・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

○社会保障給付費は公費と保険料で構成されており、持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制することが必須である。

○社会保障のあり方では「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点も重要である。医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などについては、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。

○年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年

齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。

○少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

3. 行政改革の徹底

○新型コロナウイルス対策についても、政治の対応が迷走、行政も旧態依然とした仕組みによる矛盾や悪弊が明らかとなった。これを機に地方を含めた政府と議会は「まず臍より始めよ」の精神に基づき自ら身を削るなど行政改革を徹底しなければならない。国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制と国・地方公務員の人員削減と能力を重視した賃金体系による人件費の抑制を求める。

II 中小企業が事業継続するための税制措置

1. 法人税関係

○中小企業は新型コロナウイルス拡大による深刻な影響を受け不安が増幅し、自然災害による被害も多発するなど中小企業を取り巻く環境は一段と厳しさを増しており、事業を継続していくための税制措置の拡充等が必要である。

○中小法人に適用される軽減税率

の特例15%を本則化すべきである。また、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。なお、それが直ちに本則化することが困難な場合は、令和3年3月末日となっている適用期限を延長する。

○租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要があるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、制度を拡充したうえで本則化すべきである。

①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和3年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。

②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。

○新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置については、新型コロナウイルスの収束時期が不透明であることから、中小企業の厳しい経営実態等を見極めながら、適用期限の延長や制度を拡充すること。

2. 消費税関係

○昨年10月に導入された軽減税率制度は事業者の事務負担が大きい。うえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。かねてから税率

10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

○消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

○令和5年10月からの「適格請求書等保存方式」導入に向け、令和3年10月より「適格請求書発行事業者」の登録申請がはじまる。こうした中で新型コロナウイルスの拡大が特に小規模事業者等の事業継続に多大な影響を与えている。これら事業者が事務負担増等の理由により廃業を選択することのないよう、現行の「区分記載請求書等保存方式」を当面維持するなど、弾力的な対応を求める。

3. 事業承継税制関係

○我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保等に大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要である。

○事業に資する相続については、事業継承を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減、あ

るいは免除する本格的な事業承継税制の創設を求める。

○相続税、贈与税の納税猶予制度は、猶予制度ではなく免除制度に改める。新型コロナウイルスの影響などを考慮すると、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。なお、特例制度を適用するためには、令和5年3月末日までに「特例承継計画」を提出する必要があるが、これから事業承継の検討（後継者の選任等）を始める企業にとっては時間的な余裕がないこと等が懸念されるため、計画書の提出期限について配慮すべきである。

4. 相続税・贈与税関係

○相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。なお、贈与税は経済の活性化に資するよう、基礎控除を引き上げ、相続時精算課税制度の特別控除額（2,500万円）を引き上げるべきである。

5. 地方税関係

○固定資産税については、令和3年度は評価替えの年度となるが、今の新型コロナウイルスは企業に多大な影響を与えていることから、負担増とならないよう配慮すべきである。さらに、都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。

Ⅲ 地方のあり方

○今般の新型コロナウイルス拡大は、東京一極集中のリスクを浮き彫りにする一方、地方分権化と広域行政の必要性も改めて問いかけることになった。地方分権化は国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図ることであり、これを機に分権化の議論がさらに高まることを期待したい。

Ⅳ 震災復興等

○東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間（平成28年度～令和2年度）」も最終年度である5年目に入ったが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。

V その他

○税の意義や税が果たす役割を国民が十分に理解しているとは言いがたい。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

提言の全文は「全法連ホームページ」でご覧いただけます。
<https://www.zenkokuhojinika.or.jp/>

— 東京法人会連合会 —

目黒都税事務所からのお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少した中小事業者等の 令和3年度分の固定資産税・都市計画税の軽減制度について

◆対象者・対象資産

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置により、**事業収入が一定程度減少**^(※1)した中小事業者等^(※2)で**令和3年2月1日(月)までに特例の申告をされた場合、事業用家屋及び償却資産**に係る**令和3年度分**の固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロとします。

※1 令和2年2月～10月までの間における任意の連続する3ヶ月の事業収入が、前年の同期間と比べて、

30%以上50%未満減少している方	2分の1
50%以上減少している方	ゼロ

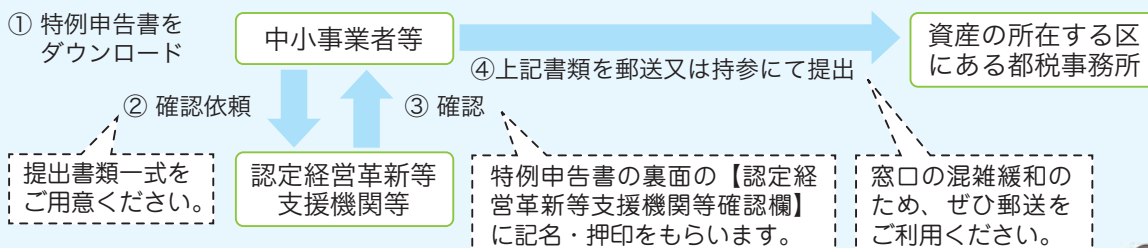
※2 資本金若しくは出資金の額が1億円以下の法人（資本又は出資を有しない法人は従業員数1,000人以下）又は常時使用する従業員数が1,000人以下の個人等が該当します。性風俗関連特殊営業を営んでいる方を除きます。

◆提出書類

- (1) 特例申告書
 - (2) 特例対象資産一覧
 - (3) 収入が減少したことを証する書類（写）
 - (4) (個人事業主で事業用家屋を所有している場合) 特例対象家屋の事業専用割合を示す書類（写）
- ※詳細については、主税局ホームページをご確認ください。

◆手続方法

軽減措置の要件に該当する方(上記対象者に当てはまる方)は、以下の手順でご申告ください。



⚠ 申告期限（令和3年2月1日消印有効）を過ぎてしまった場合、軽減措置を受けることができませんので、必ず期限内にご申告いただきますようお願いいたします。



お問合せ先 詳細は、コールセンターへお問い合わせいただくか、主税局HPをご覧ください。

▶東京23区固定資産税コロナコールセンター

03-3525-4106 (平日9時から17時)

開設期間：令和2年12月1日（火）～令和3年2月1日（月）

▶主税局ホームページ

主税局 コロナ

検索



★ 詳しくは、目黒都税事務所 TEL 03-5722-9001（代表）まで ★

区役所だより

インフルエンザ流行期における発熱時の受診相談

今年の冬は、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行が懸念されるため、国は、かかりつけ医等の身近な医療機関等での相談・受診・検査を基本的な方向としています。

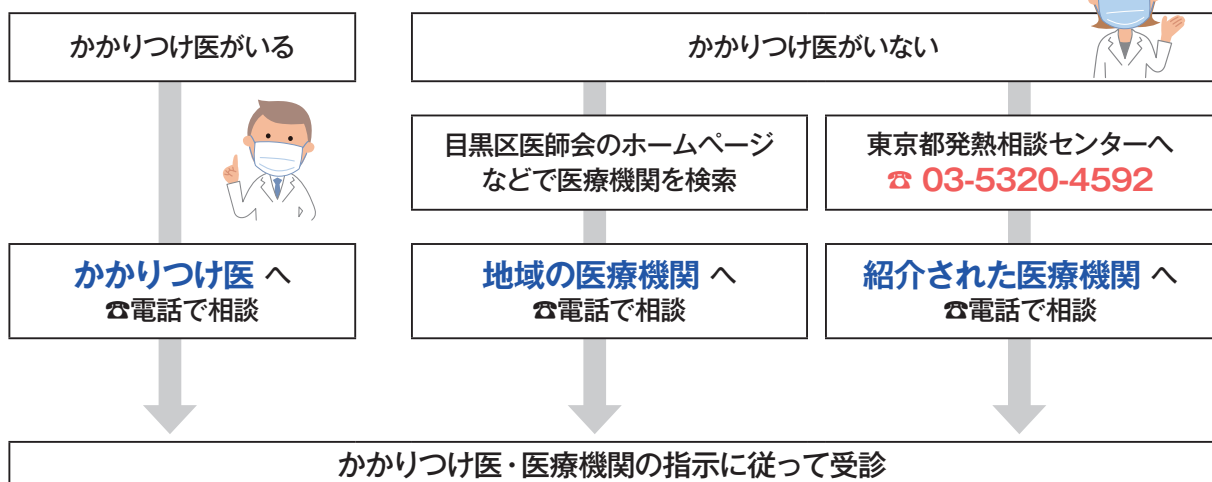
発熱時には、まずは、かかりつけ医に電話でご相談ください。

かかりつけ医がない場合、地域の医療機関もしくは東京都発熱相談センターにお問い合わせください。

東京都発熱相談センター電話 **03-5320-4592** *無休 24時間

受診相談の流れ

発熱などの症状がある場合



<問い合わせ> 目黒区健康推進部健康推進課 電話：03-5722-9586

ふせごう感染症！ 日頃からできる感染予防対策

感染を防ぐと共に他人にも感染させないように、日頃からできる感染予防を徹底してください。



手洗い 手洗いは感染予防の基本です。石けんと流水による手洗いと擦式アルコール製剤による手指消毒がありますが、いずれも適切なタイミング（主にトイレの後、排便のお世話（おむつ交換など）の後、調理の前、食事の前）に正しい手洗い・手指消毒を行うことが大切です。



マスク着用 正しくマスクを着用することで、咳やくしゃみの飛沫が飛び散るのを防ぎ、ほかの人への感染を防ぐことに効果があります。併せて対人距離の確保に心がけてください。



換気 30分に1回以上、数分程度、窓を全開にするなど、換気の悪い密閉空間にならないよう心がけましょう。

<問い合わせ先> 目黒区健康推進部感染症対策課 電話：03-5722-9089

目黒区役所ホームページ <http://www.city.meguro.tokyo.jp/>

健康エッセイ

逆風にも負けない 冬薔薇のように



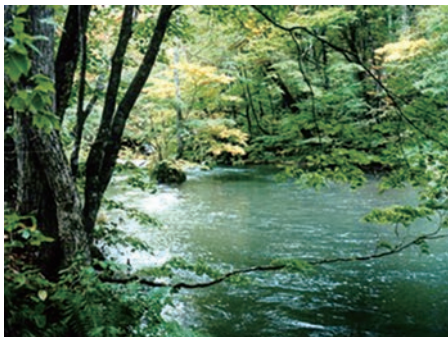
株式会社 jast
会長 安田祥子

一輪の 霜の薔薇より 年明くる

水原秋櫻子の作です。我が家の庭にある四季咲きの薔薇も身が縮む寒さの中、小さな蕾をつけて太陽に向かう姿を見せてくれています。昨年はコロナ禍に終始した1年でしたが、今も出口の気配を感じられませんが、自粛生活にあぐんできた人々の中には抑うつ状態に陥ったり、家庭内暴力が増えたりと心が病んでいる様子が伝えられています。溢れる情報に日々曝されている私たちがそこから逃れる術を身に着けない限り、ストレスの攻撃から心身を守ることができません。身体への警告を発してくれないストレスが心や身体を触んでいても私達には気づくことが出来ない恐ろしさがそこにあります。予防策がある程度示されているコロナウィルスよりも危険かもしれないのです。けれど、私達ヒトもストレスの前に全くの無力ではありません。ストレスの攻撃を上手にかわしながら楽しく健やかに暮らす方法を模索してみましよう。

身近なアイテムで ストレスコントロール

疲れた身体をほぐすためにマッサージやサウナを利用する向きもありますが、感染リスクを避けたい現状では気軽に行くことに躊躇いがあります。もっと簡単に自宅でストレスを解放する方法をみつければいい。英国ダービー大学の13本の論文を解析した結果が報告されています。結論から先にお伝えすれば、自然との触れ合いはヒトの副交感神経を有意に活性化させるそうです。副交感神経は気持を穏やかにし、日中溜まった疲れやダメージを回復させます。この副交感神経活性化レベルはマッサージなどより有効であるとの結果も併せて報告されています。ただ、簡単に自然との触れ合いといっても、都会に暮らす私達が急に森林や海などに行くことはできません。けれどご安心ください。自然音や自然画像であればパソコンやスマホを使って自宅で見たり聴いたりすることが出来ます。私自身就寝前にアマゾンに自然音をオーダーしています。アムステルダム自由大学の学



生たちを被験者にした研究では、公園の画像を5分間見た学生は都市の画像を見た学生に比べて副交感神経の活性度が2倍となり、心拍数も有意に低下した報告がされています。また、ノルウェーで行われた実験ではデスクの上に観葉植物を置いたグループは主観的なストレスが少なく、仕事を休む回数も少なかったとのこと。加えて350人のオフィスワーカーを対象とした調査でも観葉植物の前で仕事をするグループでは幸福感が47%アップし、作業効率も38%上がったとのこと。心理学の世界では注意回復理論と呼ばれています。このような簡単なことで生産性がアップするのであれば、企業経営者の方は是非トライしてご覧になりませんか？ オーストラリア、クイーンズランド大学の1538人を対象とした研究もご紹介

介しておきましょう。こちらは公園など身近な自然と触れ合ったことでこういった変化が起こるかを調べています。結果は例えばうつ病は週1回30分自然と触れ合うことで37%発症リスクが低下します。高血圧のグループではやはり週1回30分の触れ合いにより症状が改善していくとされています。

私達の祖先が懐に抱かれて生命を繋いできた自然は、環境のことを蔑ろにしがちな現代人にも恩恵を与えてくれているのです。現在のストレスを少しでも薄めるにはスマホなどの情報を一定程度遮断する。いわゆるデジタル断食（サイエンスライター鈴木祐氏の言葉）も重要です。デジタル断食することで興奮状態の神経ネットワークが徐々に沈静化して元の状態に戻れたとのこと。自粛生活の中で健やかな心身を維持していくには、私たちがささやかでも自然に触れながら日々自分と向き合う工夫を生活に取り入れる努力が求められているのかもしれない。

株式会社 jast

jast健康相談室
jastロイヤルクラブ
jastファーストクラブ

お問い合わせ
☎03-6265-0263
HP <http://www.jast1.jp>

～商工会議所は経営者の頼れるパートナーです！～

東京商工会議所 目黒支部

商工会議所が資金調達をお手伝い！ ～小規模事業者向け融資制度～

マル経融資

マル経融資		新型コロナウイルスの影響を踏まえた特例（別枠）	
融資限度額	2,000万円	融資限度額	1,000万円
返済期間	運転資金7年以内、設備資金10年以内	利 率	当初3年間0.31% （2020年12月1日現在） ※特別利子補給制度により、売上高が急減した事業者については、当初3年間は実質無利子となります。
担保・保証人	不要（保証協会の保証も不要）		
利 率	1.21%（2020年12月1日現在）	融資対象	新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1カ月の売上高が前年または前々年の同月と比較して5%以上減少していること。
融資対象	○従業員20人以下の法人・個人事業主の方 （宿泊業と娯楽業を除く商業・サービス業は5人以下） ○税金（所得税・法人税・事業税・住民税等）を完納している方 ○最近1年以上、同一商工会議所の地区内で事業を行っている方 など		

※上記融資限度額及び返済期間の取り扱いとは2021年3月31日公庫受付分まで。4月1日以降の取り扱いおよび詳細は下記の電話番号までお問い合わせください。※審査の結果、ご希望に沿えないことがありますので予めご了承ください。

経営に関するお悩みを解決！ 窓口専門相談（相談無料・要予約）

確定申告に向けた相談にご活用ください！

- ◇税務相談（税理士）：1月・・・7日（木）、14日（木）、21日（木）
2月・・・4日（木）、10日（水）、18日（木）、25日（木）
3月・・・4日（木）、11日（木）

定款や契約書の内容確認、債券や売掛金の回収などに関する相談にご活用ください！

- ◇法律相談（弁護士）：1月8日（金）、2月12日（金）、3月12日（金）

※相談窓口は13時～16時で、各事業者の相談時間は1時間となります。※本相談は経営に関する相談に限定しております。

下記の電話番号にご連絡いただき、お電話でお申し込みください↓

多種多様なテーマで開催！ 経営セミナー（参加無料・事前申し込み）

- ◇テーマ：やさしい決算対策（会計の活かし方や節税方法、金融機関から信頼されるコツなどを解説！）

- ◇日時：2021年2月5日（金） 13時～17時

- ◇会場：目黒区民センター2階 第1・2集会室（目黒区目黒2-4-36）

- ◇講師：公認会計士・税理士 城所 弘明 氏

右のQRコードを読み取っていただき、東京商工会議所HPよりお申し込みください→



その他、経営相談・補助金申請などのご相談も受け付けています。お気軽にご連絡ください。

↓↓ 現在募集中の講習会・セミナーなどのイベント情報は下記 URL にてご確認ください ↓↓

〒153-0063 目黒区目黒2-4-36 区民センター4F

TEL: 03 (3791) 3351 / FAX: 03 (3791) 3573

<http://www.tokyo-cci.or.jp/meguro/>

東商 目黒支部

検索



4 肩甲骨を意識して

肘をまげ両手を前に脇を閉め、手のひらにのこしたボールを乗せたイメージで両手を外へ、内へと開閉する。手を外側へ開くとき息を吸う。内側へ閉じるとき息を吐く。胸郭を拡げ、肩甲骨周りをほぐしましょう。



意識する



5 骨盤で歩いて

骨盤の上のほうに手を当て、椅子の上をお尻で歩くように、お尻が後ろから前、前から後ろへと移動するのを確認する。姿勢を整え、しっかりと歩くためには骨盤の動きは大切です。



動く



6 内転筋・骨盤底筋、背中やお腹の筋肉を使おう

膝と膝をくっつけて、お尻から頭のとっぺんまで引っ張られるようなイメージで、体の中心を意識する。骨盤底筋を鍛える、骨盤の安定性を高め、歩行が安定してきます。



お腹に手を当て、息を吸いお腹一杯に空気を入れ、「はっ」と声を出し、息を吐きお腹をひっこめる。呼吸に必要な横隔膜や、腹横筋・多裂筋・骨盤底筋など背中やお腹の筋肉も鍛えられ、体が整います。

整える



ビーズ美S体操

まず笑顔をつくります！

(株)サルーク代表取締役
小宮山寿美子

健康運動指導士
看護師
日本抗加齢医学会指導士



1 太ももを叩く

軽く両こぶしの内側で、太ももの内側外側と、トントンとたたいていく。



めざめ

2 小胸筋をほぐす

胸の上側中央のほうから肩先に向かい、気持ちのいいくらいの圧をかけマッサージする。胸の筋肉が硬くなると、肩が内側に入り猫背になり呼吸がしにくくなります。しっかりほぐしましょう。



3 横隔膜のあたりを意識して、深呼吸

肋骨の下あたりに中央に両手を当て、呼吸を意識する。まずは、ため息のように息を吐きだす。この時、当てている手が背中側に行く感じ。おなかの筋肉も使われる。次に息を吸う。この時に当てている手が前に持ち上がる感じ。（おへそが前に出る）



感じる

いい姿勢を意識して座るだけでも背中やお腹の筋肉が使われます

4

そのままの姿勢で肩の力を抜き腕を自然に下す



3

肘を中央に引き寄せ肩甲骨を寄せ、胸を張る



2

脇を締めながら肘を後ろに引く



1

両手を上に挙げる



I

いい姿勢

II 骨盤運動

1 骨盤を立てる

お尻と椅子の間に手を入れ左右の座骨を感じる。座骨を生卵だと思い、静かにまっすぐ椅子に立てるイメージで座る。

座骨を意識

2 右拳上（左下制）

右の踵を持ち上げ、お尻と椅子の間に隙間を作るようにすると右側の骨盤が拳がります。

3 左拳上（右下制）

左側も同様に行います。

4 前屈

腰を反らすようにして左右の骨盤の前に倒します。

5 後屈

腰を落とすようにして、骨盤を後ろに倒します。

①④を連続で行うと骨盤運動になります。横8の字・縦8の字を腰で書くようにするといい運動になります。立位で実施すると更に腰回り（骨盤）の運動になります。しっかりと骨盤が動くことで足の運びがよくなります。ただし、腰の痛い時には中止してください。

III 失禁予防・内転筋訓練

1

バスタオル（あれば小ボール）を膝から太腿半分くらいまで挟み息を吸った後（膝は緩んでいる）

太ももの内側の内転筋を意識します。

2

吐きながら（両膝をくっつけるように）力を入れていきます。お尻も締めてお尻から頭のテッペンまで、まっすぐ引っ張られるように体の中心を意識します。

IV 前脛骨筋↓つま先上げ

1

踵を付け、つま先のみゆつくりと上に挙げ（4秒程度で）また、ゆつくりと下ろします。

2

しっかりと脛の筋肉に効くようにつま先は挙げます。

つま先を挙げる脛の筋肉（前脛骨筋）が弱ってくると、すり足になり転倒の危険性が大きくなります。歩行時は、**踵から足を踏み出すこと**を意識すると、自然につま先が挙がってきます。

V 大腿四頭筋（太もも）

1

片方ずつ下肢を前に伸ばしていきます。（4秒程度で）

2

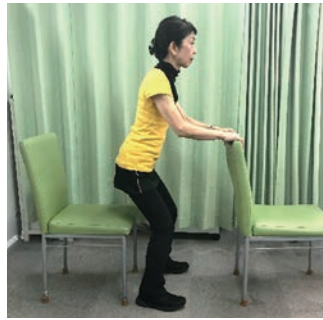
膝を伸ばした後は、つま先が自分の方にくるように、しっかりと伸ばしていきましょう。下ろす時も4秒程度で。

スクワット

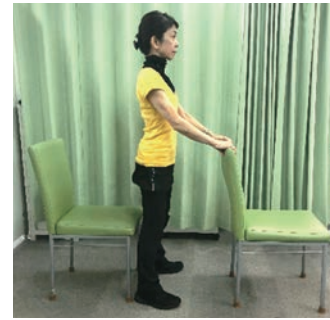
立ったり座ったり、階段を上ったりするときに使われる大事な筋肉です



3 膝が痛くなければ、椅子に座る寸前まで腰を下ろします。



2 ゆっくりと椅子に腰かけるようにお尻を下ろしていきます。



1 いい姿勢で立ちます。

膝が曲がりすぎない様にお尻が椅子の方へ向かうような姿勢です。自分の眼で上から見たときにつま先が見えていれば、しっかりとお尻が椅子のほうを向いていますのでオッケイです。

足は左右に開き安定した立ち位置から始めます。

VI

太もも・お尻・ふくらはぎ



ドローイン



息を吐き切り、最後にお尻を締めていきます。

息を吐き、お腹をへこませていきます。

息を吐き出した後、しっかりと吸ってお腹を膨らします。



2 思い切って、ハッと息を吐き、お腹をへこませます。まずは、1回の「ハッ」続いて3回「ハッ、ハッ、ハッ」、次の「ハッ、ハッ、ハッ、ハッ」は最後しっかりと息を吐きだしましょう。



1 まずは、息を吐きだしましょう。その後息を吸いお腹を膨らませます。

VII

腹筋

腹筋・背筋などを使いながら、バランスを取っていきましょう。椅子から転倒しないように無理のない範囲で行いましょう



椅子飛行機

片足になることで立位となっている足の骨にいい刺激を与えます。股関節もしっかりと動かしましょう。初めは小さく動かしても大丈夫、できる方は股関節から大きく書いて（動かして）みましょう。



左足で「まけないぞ」

右足で「ころなになんか」

股関節から動かし、挙げた片足で床に文字を書いてみましょう。

VIII

バランス訓練①

IX

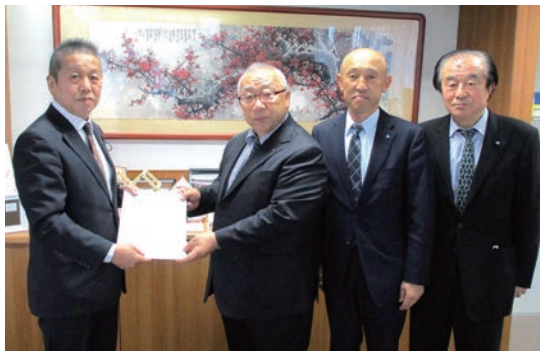
バランス訓練②

YouTube「美s体操」公開中

<https://www.youtube.com/channel/UCQZ6RMSjYzFCGwV2VUgAw>

2020年1月16日、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)我が国初感染者としての報告があり、4月には、東京都を含む7都道府県に緊急事態宣言が発令されました。国内外を問わず、2020年はCOVID-19に振り回された年でした。外出が少なくなり、特に中高年者の下肢筋力低下や認知能力低下の進行の声を聞きます。目黒法人会編集会議でも同様の意見があり、今回、自宅でもできる運動を写真入りで掲載することになりました。体を動かし、サルコペニア(加齢性筋肉減少症)やフレイル(虚弱)を予防し、体も心もコロナに負けない様にしていきたいものです。ご活用いただければ幸いです。

「法人会令和3年度 税制改正要望提言活動」



宗田次郎区議会議長へ法人会税制改正要望書を提出

開催：11月9日 場所：目黒区議会



目黒区長 青木英二氏へ法人会税制改正要望書を提出

開催：11月10日 場所：目黒区長室

令和元年度 社会貢献事業ご協力企業 (令和元年4月～2年3月)

使用済切手、書き損じはがき等回収で協力いただいた方々

ご協力
ありがとうございました

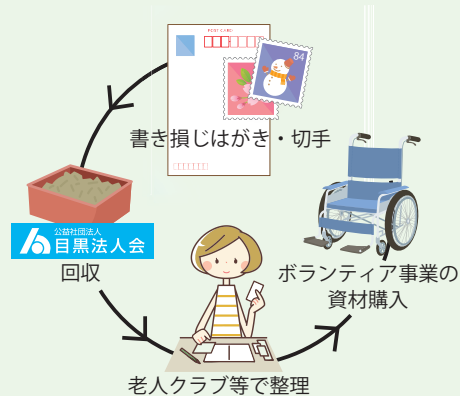
あいうえお順・敬称略

(株)石福	(株)近代商事	平澤勢津子
(有)漆原商店	佐藤昌子	堀井商事(株)
(株)エフケイ自由が丘支社	(有)鈴木瓦店	(有)本富
小川エステート(株)	太洋車輛器材(株)	目黒 GUNSHOP
(株)北川商会	(株)大丸	(有)モリドー企画
(株)北原電気商会	高橋和美	やまう(株)
協栄興業(株)	(有)TIP ライフサポート	山下寝具(株)
協和印刷工業(株)	西山商店 (洗足駅周辺の方々)	

上記以外、事務局に匿名でご寄付いただいた方々にも感謝いたします。お持ちいただいた方で、もし上記に記載漏れのある方がいらっしゃいましたら深くお詫びいたします。

法人会では**使用済み切手、書き損じはがき等**を集めています。少量でも構いません。事務局にお持ちいただくか、お電話いただければ、大量でなければ受取りにお伺いいたします。

使用済み切手等は目黒区社会福祉協議会のめぐるボランティア・区民活動センターに集められ、区内のボランティアグループや老人クラブの手で整理され、諸手続きを踏んだのち、**車いす購入等ボランティア事業の資材購入のために利用されます。**

『架け橋』となり
社会に大きく貢献して参ります！

人財、事業改革、研修、健康商材物販などのご相談お待ちしております。

株式会社アークリンク 代表取締役 花野 雅彦

〒153-0064 東京都目黒区下目黒 3-2-10

TEL : 03-3494-8565

FAX : 03-3494-8587

E-mail : info@arklink.net

<https://arklink.net/>詳しくは
ホームページを！はじめまして
新入会員です

コロナに打ち克つ！
オンライン
研修①

決算整理・決算書作成講座

疑似資料や元帳、試算表を使いながら、事例を元に決算業務を体験！

当講座では、棚卸、見越繰延など、それぞれの項目ごとに、具体的な決算整理処理（消費税、法人税等の決算整理も含む）を学習し、事例を元に処理を練習することで、決算書作成までの一連の業務をマスターします。

視聴期間 2021年2月25日（木）～3月10日（水）2週間

対象者 経理担当者（決算担当者や今後担当する予定の方） / 日商簿記3級程度の知識をお持ちの方

決算の業務：年次決算、現金預金、債権債務、有価証券等、棚卸資産、見越繰延、引当金等、固定資産、繰延資産、科目・課税区分、その他

決算の業務：確定申告（消費税、法人税、住民税、事業税）、決算書の作成

コロナに打ち克つ！
オンライン
研修②

法人税・消費税入門講座

日常の経理処理で必須な法人税・消費税の知識をゼロから学習！

交際費の取扱い、備品を購入したときの処理、消費税の課税区分の判定など、法人税・消費税について、基礎から体系的に学習し、日々の経理業務で必要な知識を習得できます。

視聴期間 2021年2月4日（木）～2月17日（水）2週間

対象者 日常の経理業務で法人税・消費税の知識を活かしたい方 / 法人税・消費税についてゼロから学びたい方

法人税：法人税の計算の仕組み、会社の経費と法人税での取り扱い、減価償却や引当金などの会計と法人税の違い、法人税の税額の計算方法

消費税：消費税の概要、納税の仕組み、取引の分類、控除対象仕入税額

※カリキュラムは予告なく変更となる場合がございます。予めご了承ください。

【重要】セミナーはWebでの動画配信となります。Youtube（ユーチューブ）等、他の動画配信サービスが問題なく見られる環境（PC、タブレット、スマートフォン等）でご覧ください。

講師	五島 秀明 氏 ことう ひであき 税理士（東京税理士会所属） 実務の傍ら、TACの人気講師としても活躍！
講義時間	研修①6時間 研修②8時間 期間中24時間、何回でも視聴可能です！*電卓・筆記用具をご準備ください。
受講料	(1 講座につき、教材費等税込) 会員：4,000円 非会員：6,000円 定員：①②各20名
お申込み	FAXまたはEメールで、「公益社団法人 目黒法人会 事務局」まで（TEL03-3712-9588） Fax：03-3712-8829 Eメール：mg_info@tohoren.or.jp

何事もはじめて！ 編集子

まず新型コロナウイルスの感染拡大が続く中、生活を支えてくださっている医師や看護師らの医療関係者の皆さん、介護や危機対応にあたる現場の皆さん、配達を担う物流事業者、スーパーやドラッグストアなどの販売員の皆さん、バスや地下鉄などの公共交通の職員さん達など、多くの人達とその家族の皆様のおかげで普通に近い生活ができております。心から尊敬と感謝申し上げます。

この1月号が出ているところにはワクチンの使用許可が承認されているのかもしれませんが、昨年は本当に

新型コロナウイルスとどう向き合っていくかの一年でした。広報「椎の木」の編集会議も何度となく延期になったり、会社の会議を慣れないインターネットで開催するなど今までにない、はじめてを体験しております。

買い物、飲食、遊び、すべてにおいて行動を考え、自分が感染しない・広げないように最善の注意をはらって行動しております。

新年号に書く編集子の時は食べ物とそれを楽しむ自分を書かせてもらっていたのですが今年はそこも個人的に自粛の流れもあり、初めての生活様式を模索しながら次回この場に書かせてもらう時には皆さんが食べてみたくなる記事を今から情報収集し、笑顔をお送りできるようにしておきます。

羽柴 康行

編集後記

令和2年は、世界的な新型コロナウイルス(COVID-19)が流行し、わが国でも第1波から第3波という大きな波と戦ってきた年でした。「人」との繋がりや自身の生き方などを考える年であったかもしれません。令和3年、コロナ禍において得たそれぞれの貴重な体験や考え方を活かし、今まで以上に素敵な1年にしたいものです。

小宮山寿美子

公益社団法人
目黒法人会会員

公益社団法人
目黒法人会会員

切り取って、決算シールとしてお貼りください。

優秀な人材の確保・定着化に 東法連 特定退職金共済制度



従業員の退職金準備は

とく たい きょう
特 退 共



特退共の魅力

1. 東京都内の事業所であれば、企業規模を問わず加入できます。
2. 掛金は従業員1人につき月額1,000円から30,000円まで選択できます。
3. 掛金は全額損金または必要経費に算入でき、給与所得にもなりません。
4. ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます。
5. 中小企業退職金共済制度(中退共)と重複して加入できます。

公益財団法人 東法連特定退職金共済会とは

- ✓ 東京法人会連合会(東法連)が母体となり1977年に財団法人として設立されました。
- ✓ 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けています。
- ✓ 東京都知事の公益認定を受けて、2012年10月に公益財団法人に移行しました。
- ✓ 約5,000社の事業所の皆さまにご加入いただき、約430億円の積立金をお預かりしています。

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
○このご案内は、2019年8月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。
○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

資料請求・お問い合わせは

企C-2019-11-S(2019年9月11日)P6965



公益 東法連特定退職金共済会
財団法人

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL (03)3357-1641 FAX (03)3357-1642
<https://www.tohoren-tokutaikyoo.or.jp/>



法人会会員みなさまに

経営者大型総合保障制度

生命保険と損害保険の組み合わせにより、
万一の場合はもちろん、
働けなくなった場合のリスクに備えるための
各種制度商品をご用意しています。

法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう
企業保障の
大きな傘を

〈会社をお守りするトータル保障プラン〉



◎上記商品の正式名称は次のとおりです。

総合型V Lタイプα：大同生命の無配当歳満期定期保険（解約払戻金抑制割合指定型）とAIG損保のベーシック傷害保険

総合型V Tタイプ：大同生命の無配当就業障がい保障保険（身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型）とAIG損保のベーシック傷害保険

Jタイプ：大同生命の無配当重大疾病保障保険（無解約払戻金型）

Mタイプ：大同生命の無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型）

◎ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

◎記載は2019年8月現在の内容です。将来変更となる可能性があります。

引受保険会社

DAIDO 大同生命保険株式会社
渋谷支社/
東京都渋谷区道玄坂1-10-8(渋谷道玄坂東急ビル3F)
TEL 03-5489-6800

AIG AIG損害保険株式会社
東京第二プロチャネル営業部/
東京都新宿区西新宿2-4-1(新宿NSビル)
TEL 03-6894-9110

F-2019-1007(2019年8月9日)
19-073021 2021-8